

## 避難者訴訟第3陣訴訟 第9回口頭弁論サマリー

第3陣避難者訴訟：第9回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第9回口頭弁論：8月27日（火）16：00から

2019年8月24日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 小野寺宏一（おのでらこういち） 080-5587-4269

### 第1 第3陣訴訟の当事者

原告 猪狩弘道 外71名（第1次提訴分）+横田俊彦 外89名（第2次提訴分）、合計162名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

### 第2 第9回口頭弁論の概要

原告代理人から、前回に引き続き東電の主張に対する反論をします。東電は「東日本大震災の津波は予見できなかった」と主張していますが、前回に引き続きこれに反論するものです。

国では、防災の観点から地震学などの学者が中心となって、定期的に地震の予測をしています。これが「長期評価」と呼ばれるものです。2002年の長期評価では、有力な学者から福島県沖に大規模な津波が発生する可能性があることが指摘されていました。

また、東電は「今回の津波を防ぐためには、巨大な防潮堤・防波堤を作らない限り防げなかった」とも主張していますが、津波対策は防潮堤の設置に限られません。仮に防潮堤を越える津波が来たとしても、建屋の水密化や非常用電源設備等の高所配置などの防護措置を並行して講じていれば、やはり原発事故を防ぐことは出来ました。

原発事故は、東電が真面目に地震のリスクを向き合わなかったために起きてしまった「人災」であることを改めて指摘します。

また、裁判官に私たちの被害について理解を深めてもらうため、今回も原告本人の意見陳述も行ないます。今回は、貴田清さんが裁判官に被害を

訴えます。貴田さんは富岡町でタクシー運転手と農業を両立させながら、充実した毎日を送ってこられた方です。原発事故によって、富岡での生活を突如丸ごと奪われ、その結果、現在どのような状況に陥ってしまっているか、その被害の実態を裁判官に直接伝えます。

## 2 第9回期日の流れ

今回も、トータル約30分程度の予定です。原告貴田清さんの意見陳述と原告代理人による意見陳述を行います。

## 3 第10回法廷の予定

2019年10月16日（水）午後3時開始となる見込みです。

原告の皆さまから寄せられたご意見を踏まえ、10月の期日からは開始時間を1時間早くずらすことになりました。

また、今までは火曜日に行われてきましたが、**10月の期日は水曜日**となりますのでご注意ください。

## 4 富岡町の現在の状況を調査しています！

現在、富岡町の中心部には「新しい建物」が建てられ始めていますが、これらは原発作業員用の宿舎だったりします。

東電は、商業施設がオープンしたことや、新しい建物ができ始めていることを挙げて「復興」が進んでいると主張しています。

しかし、今進んでいる「復興」は、「事故前のふるさの回復」とは全く異なるものです。

そこで、富岡町の中心部に建っている建物に、今どんな人が住んでいるかを調査し、裁判所に報告する準備を進めています。

もっとも、建物の外観からは、「今、誰が住んでいるか」が分からない場合もあります。そこで、富岡に戻って生活されている方などから、今の富岡町の情報を教えて頂ければ大変助かります。「頻繁に富岡に戻っているご近所さん」をご存じの方がいらっしゃいましたら、是非、弁護団にお知らせ下さい。

以 上